

平成22年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(第494号)貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成22年3月2日

判 決

滋賀県草津市西大路町1-1

原 告 株式会社シティズ
同代表者代表取締役 若 松 一 義
同訴訟代理人 大 森 寿 典

北海道

被 告

北海道

被 告

被告兩名訴訟代理人弁護士 小 西 憲 臣

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して37万5483円及びこれに対する平成21年1月14日から支払済みまで年21.9パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その2を被告らの負担とし、その3を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

第1 原告の求めた裁判

被告らは、原告に対し、連帯して95万9705円及びこれに対する平成21年1月13日から支払済みまで年21.9パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事実及び理由

1 事案の概要

本件は、登録貸金業者である原告が、平成18年5月30日付けで、被告A（以下「被告A」という。）との間に、利息制限法所定の制限利率を超える利率による利息及び遅延損害金を支払う旨の約款を付した金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、被告B（以下「被告B」という。）が被告Aの原告に対する債務を連帯保証したことに基づき、原告が被告Aに貸し渡した本件貸付金200万円について、これに対する31回の弁済をいずれも利息制限法所定の制限利率による計算によらず、改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）43条1項のいわゆるみなし弁済が成立するとして、約定利率により別紙「元利金計算書」記載のとおり計算した結果、残元金95万9705円及びこれに対する最終弁済日である平成21年1月13日から支払済みまで年21.9パーセントの割合による遅延損害金の支払を被告らに対して求めた事案である。

2 前提となる事実（当事者間に争いのない事実及び括弧内に掲記の証拠により容易に認定できる事実）

(1) 貸金業者である原告は、平成18年5月30日、被告Aと金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を以下の条件で締結して、同日現金200万円を貸し渡した。

ア 利息 年27パーセント（1年を365日として計算）

イ 遅延損害金 年29.2パーセント（1年を365日として計算）

ウ 弁済期日 平成18年7月から平成23年6月まで毎月5日限り

エ 弁済方法 毎月、元金3万3000円を経過利息とともに支払う。

ただし、最終支払元金は5万3000円

オ 期限の利益喪失約款

各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利率の支払を遅滞した時

は、催告の手続きを要せずして債務者は期限の利益を失い直ちに元金を一括して支払う。

- (2) 被告 B は、被告 A の原告に対する上記債務について、平成18年5月30日付けで書面により連帯保証した(甲3)。
- (3) 被告 A は、原告に対し、平成18年7月5日から平成21年1月13日までの間、別紙「元金利計算書」記載の弁済をした(甲7ないし37)。
- (4) 被告 A は、平成21年1月5日の弁済を遅滞して期限の利益を失った。

3 本件の争点及び当事者の主張の要旨

本件の争点は、本件契約において、被告 A の原告に対する各弁済につき、貸金業法43条1項のいわゆるみなし弁済が成立するか否かである。

(1) (被告らの主張の要旨)

ア 被告らは、甲第4号証ないし6号証の2の各書証の交付を受けたが、契約内容について不十分な説明しか受けていない。

被告らは、原告から、本件契約の締結にあたって、期限の利益喪失特約や利息制限法に関することがらについては不十分な説明しか受けておらず、被告 A は、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利息の支払を怠ったのなら期限の利益を喪失すると誤信していた(乙7、8、被告 A 本人、証人新隆史(以下「証人新」という。))。

イ 貸金業法43条1項は、貸金業者が、同法17条1項、18条1項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守しているときには、その支払が任意に行われた場合に限って、例外的に利息制限法1条1項の規定にかかわらず、制限超過部分の支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めている。貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として貸金業に対する規制等を定める法の趣旨、目的に鑑みると、同法43条1項の規定の適用については、厳格に解釈すべきである。

ウ 被告 A による制限超過利息の弁済は、期限の利益の喪失をおそれてなされたものであって、任意に支払ったとは言えない。

本件契約の金銭消費貸借契約書第6項には、「各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときは、催告の手続きを要せずして債務者は期限の利益を失い元金を一括して支払う」旨の記載があり、利息制限法の制限利率による利息を支払えば期限の利益を喪失しない旨が記載されている(甲3)。

しかしながら、同契約書8項には「弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する」旨の充当に関する特約条項の記載がある(甲3)。

そうすると、債務の弁済金は、約定利息に充当されて、その残金が元金に充当されることになるから、利息制限法所定の制限利率に基づいて弁済をした場合には、制限超過部分の利息に充当されるから、元金の弁済に不足して期限の利益を喪失してしまうので、期限の利益を喪失しないためには約定利息を付して弁済しなければならない。

これは事実上の強制と評価され、制限超過利息を任意に支払ったとは言えない。

仮に本件特約条項が利息制限法1条1項の趣旨に反して一部無効であるから、弁済金は制限超過部分には充当されないという解釈をするにしても、任意に支払ったとは言えない。

本件特約条項、期限の利益喪失特約、償還表(甲5)を併せて読めば、一般の借主に過ぎない被告らが、支払期日に約定利息及び元金を支払わなければ期限の利益を喪失すると誤信することは明らかである。

最高裁判所平成18年1月13日判決においても、「期限の利益喪失特約が法律上は一部無効であって、制限超過部分の利息の支払を怠ったとしても期限の利益を喪失することはないものの、この特約の存在は、通常債務者に対し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害

金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与え、その結果、このような不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるものというべきである」としており、一般の借主において期限の利益を喪失すると誤解する蓋然性がある場合には、事実上の強制にあたる判断している。

エ 原告の作成した領収書は、貸金業法18条1項所定の要件を充足していないし、被告Aに対して直ちに交付されていない。

貸金業法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という。）の交付が要求されている趣旨は、弁済の内容を書面化することで、貸金業者の業務の適正な運営を確保するとともに、後日になって当事者間に弁済の内容をめぐる紛争が発生することを防止することにあると解される。したがって、18条書面の貸金業法18条1項所定の事項の記載が正確でないときや明確でないときは、同法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきであって、有効な債務の弁済とみなすことはできない。この理は、当該弁済後の残債務の額（同法施行規則15条1項5号）についても該当する。

原告は、いずれの領収書においても、利息制限法の所定の制限利率を超過する約定利率で算出された利息を控除した金額を元金に充当し、その残額を当該弁済後の残存債務の額として記載している。

しかしながら、貸金業法43条1項は、同法17条1項所定の事項が記載された書面（以下「17条書面」という。）の交付を前提とし、制限超過利息が任意に支払われ、かつ、18条書面を直ちに交付した場合にのみ、当該支払を有効な債務の弁済とみなすと規定しており、これら要件が充足された場合に当該支払を有効な債務の弁済とみなすものであり、これら要件が充足されたとしても、利息の約定を遡って有効とするものではない。

そうすると、本件各弁済は、被告Aが銀行振込の方法によって行い、

領収書の発送は早くともその翌日であるから、原告が領収書を作成した時点では、領収書を交付したということではできず、みなし弁済は成立していないので、残存債務は、利息制限法所定の制限利率によって算出されなければならないから、制限超過利率によって算出された残債務の額を記載しても18条書面の要件を充足したことにならない。

また、とりわけ本件のような銀行振込による弁済の場合には、弁済者が弁済に先立って充当方法を確認することはおよそ不可能であり、弁済者は後日交付を受けた領収書に記載された残債務の額を法律上有効なものとして信頼せざるを得ないが、原告の領収書には制限利率を超過する約定利率に基づいた残債務しか記載されておらず、当該制限超過利息の支払が法律上有効であると誤解せざるを得ない。

このような誤解を解くには、制限利率に基づいた利息の金額をあらかじめ伝えておくか、少なくとも、領収書に、制限利率によって算出された残債務の額、制限超過利率によって算出された残債務の額を併記する必要がある。

原告作成の領収書には、制限利率によって算出された残債務の記載がないので、18条書面の要件を充足していない。

オ 以上のとおり、本件契約においてはみなし弁済は成立せず、被告Aの各弁済を利息制限法所定の制限利率に基づいて元本充当計算すれば、別紙「利息計算書6」記載のとおり、平成21年1月13日の時点で貸付金残高が37万5482円を超えて存在しない。

(2) (原告の主張の要旨)

ア 被告らは、原告から本件契約の内容について十分な説明を受けていないと主張する。

しかし、登録貸金業者である原告は、被告らに対して、本件契約の内容について説明した上で、契約締結の際に、17条書面たる貸付及び保証契

約説明書を被告Aに交付し(甲4, 5), 契約締結の事前に, 17条書面たる保証契約説明書を被告Bに交付し(甲5, 6の1, 6の2), 契約締結の際に, 17条書面たる貸付及び保証契約書を被告Bに交付し(甲4, 5), 被告Aが弁済するつど直ちに, 18条書面たる領収書を被告Aに交付しており(甲7ないし62の2), 交付した各書面については, 被告らが説明を受けた上で各書面を受領した旨が記載してある各欄に, 被告らが自ら署名している(甲4, 6の1, 6の2)。

被告A本人, 証人新の尋問結果からも, 被告Aについては, 原告から本件期限の利益喪失特約条項を含めた契約内容について説明を受けていることが強く推認される。

イ 被告らは, 本件契約の充当特約条項の存在が約定利息の支払を事実上強制するものであると主張する。

しかしながら, 利息制限法所定の制限利率を超える約定利息の支払を合意する場合には, 約定利息の充当について定めるのは自明である。

利息制限法所定の制限利率を超える利率で契約する場合でも, 支払にあたって利息制限法に基づいて支払う旨を宣言して支払えば, 原告においても制限利率に基づく利息, 元金の順に充当しなければならないから, 被告らが主張するような制限利率を支払うという意図の基づいたものが, 充当特約により現実化しないということは発生しない。

債務者が意図した弁済の充当内容と実際の充当内容が齟齬した場合に, 直ちに異議の申し立てができるように18条書面を交付するのであり, 原告においても, 18条書面に「充当項目, 又は金額に異存のある場合は, 善処致しますので至急連絡下さい。」と記載している(甲7ないし37)。

なお, 原告においては, 上記のような宣言がなくとも, 約定の元金と制限利率に基づく利息の支払が行われれば, 期限の利益を喪失しない旨の扱いをしている。

ウ 被告らは, 約定利率に基づいて計算された償還表の交付が, 本件充当特約, 期限の利益喪失特約と相俟って約定利息の支払を事実上強制するものであるかのような主張をする。

しかし, 償還表は, 当事者が約束した条件に基づく返済計画表であって, 債務者に支払を促す作用を有するとしても, これは債務者が約束を守ろうと意識を働かせているだけで, 事実上の強制とは言えない。

先行する弁済についてのみなし弁済の成否が次の弁済における利息制限法の制限利率に基づく利息額を変化させることから, 償還表に制限利率に基づく弁済額を示しておくことがほとんど不可能であり, かえって誤った金額を示すことが弁済額の不足を生じさせ, 借主が期限の利益を喪失するという事態を生じさせる懸念がある。

債務者が, 自己の契約した利率が制限利率を超過すること, あるいは超過部分が無効であることを意識せずに弁済したとしても, 直ちに支払の任意性は損なわれない。

本件契約書の期限の利益喪失特約は, 「各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときには期限の利益を失う」旨が記載されているが, 約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を失うとは記載されておらず, 原告は, 被告らに対し, 約定利息の支払をしなければ, 期限の利益を喪失すると説明したことはない。

原告は, 被告らに対して, 本件契約書並びに貸付及び保証契約書に利息制限法所定の制限利率に関する部分を抜粋して明示し, その内容も説明しており(甲3, 4), 被告Aにおいては, 制限利率について認識しているはずであるから, 自ら計算するなどして制限利率に基づく利息額を算出できたはずである。

エ 被告らは, 本件においては, 原告が18条書面を弁済者から銀行振込を受けた翌日に発送していることから, 直ちに交付されておらず, 原告が1

8条書面を作成した時点ではみなし弁済が成立していないと主張する。

銀行振込により弁済がなされた場合、貸金業者としては、弁済の確認、発送に関する手続等の多量の事務処理が要求される上、個々の貸金業者の事務処理能力、人員の確保などの諸条件によっても受取証書の発送が遅れることは当然に予想され、一律に受取証書の即日交付を要求することは貸金業者に不可能を強いるものである。

そこで、支払が銀行振込で行われた場合などには、受取証書の発送が多少遅れたとしても、次回支払期日までに、弁済金の充当関係を十分検討する機会が与えられるならば、法の許容するところである。

本件においては、原告は弁済金受領の翌営業日には受取証書を発送している（甲7ないし62の2）。

なお、被告らは受取証書に制限利率に基づく残債務の額も併記すべきというが、本件においては上記のとおり、みなし弁済が成立しているので、みなし弁済を前提とした金額を記載するのが当然である。

オ 以上のとおり、被告らの主張はいずれも理由がなく、本件においては、みなし弁済が成立しているので、被告らに対し、請求の趣旨記載の支払を求めらる。

4 争点に関する当裁判所の判断

本件契約の金銭消費貸借契約書には、「元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときは、催告の手続きを要せずして債務者は期限の利益を失う」旨の期限の利益喪失の特約条項が記載されており（甲3）、これによれば、債務者は、元金の一部について支払を遅滞したときにも期限の利益を喪失することとなる。

また、同契約書には、「弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する」旨の充当に関する特約条項の記載がある（甲3）。

充当特約によれば、債務者の弁済金は、約定利息すなわち制限利息及び制限

超過利息に充当されて、残余が元金に充当されるのであるから、債務者が元金と制限利息とを弁済した場合には、約定利息にまず充当され、元金の弁済としては不足することとなり、期限の利益喪失の特約により、支払期日に元金と共に約定利息を支払わなければ期限の利益を喪失するのではないかとの誤解を与え、約定利息の制限超過部分の支払を事実上強制するものと解され、このような誤解が生じなかったといえる特段の事情がない限り、債務者が任意に約定利息の制限超過部分を支払ったと認めることはできないと解する。

証拠（甲3ないし6の2、76、乙7、証人新、被告A本人）によれば、本件契約の内容の説明については、原告において、本件契約書及び契約に当たって被告らに交付された約定利息に基づいて算出された償還表を含めた各書面を読み上げて説明したという程度のもので認められ、被告Aにおいて、約定利息と元金を併せて支払わなければ期限の利益を喪失するのではないかという誤解が生じなかったといえるような特段の事情を認めるに足りる説明がなされた事実は認められず、他にこの特段の事情を認める証拠はない。

よって、本件契約については、その余の事実を判断するまでもなく、みなし弁済の成立は認められない。

5 そこで、被告Aの各弁済について、最終弁済日である平成21年1月13日までに生じた利息、遅延損害金について利息制限法所定の制限利率に基づいて引き直して充当計算すると、別紙計算書記載のとおり、同日における原告の被告らに対する貸付残額は37万5483円となる。

なお、被告ら作成の別紙「利息計算書6」には、平成20年9月29日の弁済が5万8432円と記載されているが、証拠（甲34）によると、同日の弁済額は5万8431円と認められる。

6 よって、原告の請求は、被告らに対して、連帯して別紙計算書記載のとおり残元金37万5843円とこれに対する平成21年1月14日から支払済みまで年21.9パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めらる限度で理由が

あるからこれを認容し、その余の部分は、理由がないからこれを棄却するものとして、訴訟費用の負担については、民事訴訟法64条本文、61条を適用して主文のとおり判決する。

鋼路簡易裁判所

裁判官

伊藤 慶子

これは正本である
平成22年3月24日
鋼路簡易裁判所
裁判所書記官 水田 英



元 利 金 計 算 書

*貸付日 平成18年5月30日 *貸付金 200万円 *返済方法 平成18年7月より毎月5日限り金 33,000円 宛分割払い
*利息 年率 27.0% *損害金 年率 29.20% *特記事項 1年は365日とする

*期限の利益喪失日 平成21年1月5日 徒過による。

入金日	入金額	期 間	計 算 根 拠	利息 損害金	利息・損害金 不足額	元 本 充当額	残元本
H18.7.5	86,260	5/30 ~ 7/4	$2,000,000 \times 0.2700 \times 36 / 365 =$	53,260	0	33,000	1,967,000
H18.8.7	81,016	7/5 ~ 8/6	$1,967,000 \times 0.2700 \times 33 / 365 =$	48,016	0	33,000	1,934,000
H18.9.1	74,488	8/7 ~ 8/31	$1,934,000 \times 0.2700 \times 25 / 365 =$	35,765	0	38,723	1,895,277
H18.10.5	75,186	9/1 ~ 10/4	$1,895,277 \times 0.2700 \times 34 / 365 =$	47,667	0	27,519	1,867,758
H18.11.2	77,217	10/5 ~ 11/1	$1,867,758 \times 0.2700 \times 28 / 365 =$	38,685	0	38,532	1,829,226
H18.12.1	77,217	11/2 ~ 11/30	$1,829,226 \times 0.2700 \times 29 / 365 =$	39,240	0	37,977	1,791,249
H18.12.28	74,322	12/1 ~ 12/27	$1,791,249 \times 0.2700 \times 27 / 365 =$	35,775	0	38,547	1,752,702
H19.2.5	73,565	12/28 ~ 2/4	$1,752,702 \times 0.2700 \times 39 / 365 =$	50,564	0	23,001	1,729,701
H19.3.5	68,956	2/5 ~ 3/4	$1,729,701 \times 0.2700 \times 28 / 365 =$	35,826	0	33,130	1,696,571
H19.4.2	72,052	3/5 ~ 4/1	$1,696,571 \times 0.2700 \times 28 / 365 =$	35,139	0	36,913	1,659,658
H19.5.1	72,530	4/2 ~ 4/30	$1,659,658 \times 0.2700 \times 29 / 365 =$	35,603	0	36,927	1,622,731
H19.5.31	68,117	5/1 ~ 5/30	$1,622,731 \times 0.2700 \times 30 / 365 =$	36,011	0	32,106	1,590,625
H19.7.2	68,595	5/31 ~ 7/1	$1,590,625 \times 0.2700 \times 32 / 365 =$	37,652	0	30,943	1,559,682
H19.8.1	70,187	7/2 ~ 7/31	$1,559,682 \times 0.2700 \times 30 / 365 =$	34,612	0	35,575	1,524,107
H19.9.3	67,130	8/1 ~ 9/2	$1,524,107 \times 0.2700 \times 33 / 365 =$	37,204	0	29,928	1,494,181
H19.10.2	66,398	9/3 ~ 10/1	$1,494,181 \times 0.2700 \times 29 / 365 =$	32,053	0	34,345	1,459,836
H19.10.30	68,755	10/2 ~ 10/29	$1,459,836 \times 0.2700 \times 28 / 365 =$	30,236	0	36,519	1,423,317
H19.12.3	64,933	10/30 ~ 12/2	$1,423,317 \times 0.2700 \times 34 / 365 =$	35,797	0	29,136	1,394,181
H20.1.7	67,321	12/3 ~ 1/6	$1,394,181 \times 0.2700 \times 35 / 365 =$	36,095	0	31,226	1,362,955
H20.2.4	62,453	1/7 ~ 2/3	$1,362,955 \times 0.2700 \times 28 / 365 =$	28,229	0	34,224	1,328,731
H20.3.3	61,745	2/4 ~ 3/2	$1,328,731 \times 0.2700 \times 28 / 365 =$	27,521	0	34,224	1,294,507
H20.4.2	64,905	3/3 ~ 4/1	$1,294,507 \times 0.2700 \times 30 / 365 =$	28,727	0	36,178	1,258,329
H20.4.30	60,329	4/2 ~ 4/29	$1,258,329 \times 0.2700 \times 28 / 365 =$	26,062	0	34,267	1,224,062

別紙計算書

日付	年数	日数	借入	入金	利率	発生利息	未充当利息	残元金
平成18年5月30日			2,000,000					2,000,000
平成18年7月5日	0	36		86,280	15.00%	29,589	0	1,943,329
平成18年8月7日	0	33		81,016	15.00%	26,354	0	1,888,687
平成18年9月1日	0	25		74,488	15.00%	19,404	0	1,833,583
平成18年10月6日	0	34		75,186	15.00%	25,619	0	1,784,016
平成18年11月2日	0	28		77,217	15.00%	20,528	0	1,727,327
平成18年12月1日	0	29		77,217	15.00%	20,585	0	1,670,695
平成18年12月28日	0	27		74,322	15.00%	18,637	0	1,614,910
平成19年2月5日	0	39		73,566	15.00%	25,882	0	1,567,227
平成19年3月5日	0	28		68,958	15.00%	18,033	0	1,518,304
平成19年4月2日	0	28		72,062	15.00%	17,447	0	1,461,699
平成19年5月1日	0	29		72,530	15.00%	17,420	0	1,406,689
平成19年5月31日	0	30		68,117	15.00%	17,341	0	1,355,813
平成19年7月2日	0	32		68,595	15.00%	17,829	0	1,305,047
平成19年8月1日	0	30		70,187	15.00%	16,089	0	1,250,949
平成19年9月3日	0	33		67,130	15.00%	16,964	0	1,200,783
平成19年10月2日	0	29		69,398	15.00%	14,310	0	1,148,695
平成19年10月30日	0	28		66,755	15.00%	13,217	0	1,095,157
平成19年12月3日	0	34		64,933	15.00%	15,302	0	1,045,526
平成19年12月31日	0	28		0	15.00%	12,030	12,030	1,045,526
平成20年1月7日	0	7		67,321	15.00%	2,999	0	993,234
平成20年2月4日	0	28		62,453	15.00%	11,397	0	942,178
平成20年3月3日	0	28		61,745	15.00%	10,811	0	891,244
平成20年4月2日	0	30		64,905	15.00%	10,957	0	837,296
平成20年4月30日	0	28		60,329	15.00%	9,608	0	788,575
平成20年5月30日	0	30		60,540	15.00%	9,671	0	735,708
平成20年7月3日	0	34		61,594	15.00%	10,251	0	684,383
平成20年7月31日	0	28		58,208	15.00%	7,853	0	634,010
平成20年9月1日	0	32		59,187	15.00%	8,314	0	583,137
平成20年9月29日	0	28		58,431	15.00%	6,691	0	531,397
平成20年10月31日	0	32		56,678	15.00%	6,969	0	481,488
平成20年12月2日	0	32		56,146	15.00%	6,314	0	431,656
平成20年12月31日	0	29		0	15.00%	5,130	5,130	431,656
平成21年1月5日	0	5		0	15.00%	886	6,016	431,656
平成21年1月13日	0	8		64,260	21.90%	2,071	0	375,483